

香港 IPO ファクトシート

上場に必要な条件

- 香港証券取引所は企業自体とその企業の事業が上場に適しているかを検討します。
(規則 8.04)
 - 発行者自身とその事業共に香港証券取引所の上場要件を満たしている必要があります。
- 財務要件 (規則 8.05)
 - 発行者は利益基準又は時価総額基準/売上高基準/キャッシュ・フロー基準を満たさなければなりません。(上場要件参照)
- 直近の財務会計 (規則 8.06)
 - 会計監査人が報告する会計期間は上場申請書類の日付より前 6 か月以内でなければなりません。
- 最低公開株数 (規則 8.08)
 - 発行済株式総数の少なくとも 25%が常に公衆に保有されている必要があります。
(規則 8.08 (1) (a))
- 最低時価総額 (規則 8.09)
 - 上場時の新規申請ケースの時価総額が 20 億円以上なければなりません。(メインボードのみ適用) (規則 8.09 (2))
- 競合する支配株主のビジネス (規則 8.10)
 - 申請者の事業とは別のビジネスからの利益がある支配株主がいる場合、(そのビジネスが申請者の事業と直接的または間接的に競合しあう時)、申請者の上場書類は、そのビジネスを別にする理由、ビジネスの内容、事業領域、事業サイズ等の詳細を明らかにしなければなりません。
- 現地管理者 (規則 8.12)
 - 取締役の 2 名以上が香港居住者でなければなりません。
- 自由売買 (規則 8.13)
 - 上場株は自由に売買可能でなければなりません。
- 取締役の必要条件 (規則 8.15)
 - 企業の管理者である発行者の取締役は第 3 章の要件を満たし、香港証券取引所に認められなければなりません。

上場要件(規則 8.05)

メインボード	GEM ボード
<p><u>営業履歴と経営状況</u></p> <p>1. 3 会計年度以上の継続した経営陣であること</p> <p>2. 上場書類発行前の最低 1 会計年度において継続したオーナーシップとオーナーによる管理があること</p>	<p><u>営業履歴と経営状況</u></p> <p>1. 2 会計年度以上の継続した経営陣であること</p> <p>2. 上場書類発行前の最低 1 会計年度においてオーナーシップがあること</p>
<p>以下の 3 つの基準の内、最低 1 つをみたしていること：</p> <p>1. <u>利益基準</u></p> <p>株主に帰属する利益 過去 3 年の会計年度の利益が少なくとも 5 億円(直近の利益が 2 億円以上、それ以前の 2 年間に少なくとも 3 億円の総利益)</p> <p>2. <u>時価総額基準/売上高基準</u></p> <p>時価総額基準 上場時 400 億円以上</p> <p>売上高 直近の監査済会計年度に 50 億円以上</p> <p>3. <u>時価総額基準/売上高基準/キャッシュ・フロー基準</u></p> <p>時価総額基準 上場時 200 億円以上</p> <p>売上高基準 直近の監査済会計年度に 50 億円以上</p> <p>キャッシュ・フロー基準 営業活動による黒字キャッシュ・フローが 3 会計年度に合計して 10 億円以上</p>	<p>少なくとも 2 会計年度の取引記録があること：</p> <p>上場書類発行日直近 2 会計年度の営業活動による黒字キャッシュ・フローが合計して 2 億円以上</p>
<p><u>最低時価総額</u></p> <p>上場時に 20 億円以上</p>	<p><u>最低時価総額</u></p> <p>上場時に 10 億円以上</p>
<p><u>最低公開株数</u></p> <p>上場時に少なくとも 5 億円が公衆に保有されている</p>	<p><u>最低公開株数</u></p> <p>上場時に少なくとも 3 億円が公衆に保有されている</p>
<p><u>株主</u></p> <p>公開されている株式を 300 人以上が保有している</p>	<p><u>株主</u></p> <p>公開されている株式を 100 人以上が保有している</p>

(換算レート 1 香港ドル=10 円)

永峰・三島会計事務所



当事務所は設立以来 20 余年、一貫して外資系クライアントに特化した税務・会計サービスを提供しています。現在では当事務所クライアント総数のうち 80%が外資系クライアントで、これは他の会計事務所にはない特色となっています。サービス内容は、外資系向け税務・会計コンサルティング任意監査デューデリジェンス月次決算確定申告社会保険給与計算支払代行経理スタッフィング（OSS）を専門として、総勢 70 名で業務を行っております。

クライアント親会社の国籍もほぼ全世界にわたっており、カバーしている業種もソフトウェア、情報通信、機械製造業、金融、卸売・小売業、不動産動産 SPC、弁護士事務所や駐日駐在員子弟向け学校まで幅広く行わせていただいております。

クライアントには当事務所の経験豊富なプロフェッショナルが英語でサービスをご提供します。

【連絡先】

Nagamine & Mishima

Accounting practice since 1989

東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー4 階

Tel : 03-3581-1976 Fax : 03-5512-9893

Email : info@nagamine-mishima.com

Web : www.nagamine-mishima.com

担当者

公認会計士 金城 琢磨

Email : kinjo@nagamine-mishima.com

SHINEWING



SHINEWING CPA は監査、会計、IPO、顧問、税務コンサルタント、金融サービスに関して 30 年の経験があります。弊事務所サービスは、域内における公私企業のニーズに応じて国内向けにとどまらず国際財務報告にも及びます。私共は中国に広範囲のネットワークを有しており、本社を北京に置き、上海、深セン、天津、青島、成都、西安、長沙、長春、銀川、昆明、済南、大連、広州、福州の 14 の地域に支店があります。また、香港、シンガポール、東京、メルボルンの 4 か所にも支店があります。香港には 250 名、中国だけで 2,500 名を超えるスタッフがおります。

香港オフィス

43/F The Lee Garden, 33 Hysan Avenue

Causeway Bay, Hong Kong

Tel: (852) 3583 8000

Fax: (852) 3583 8001

Email: info@shinewing.hk

Web: www.shinewing.hk